

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（下水道管理課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するもの

二 内容

子育て部分休暇の新設に伴う規定の整備

三 施行期日

令和八年四月一日